

【別紙 1】

「松江歴史館展示観覧券発券システム一式の賃貸借（単価契約）」

プロポーザル仕様書

令和 7 年 4 月

1. 概要

本システムは、松江歴史館において、観覧者に対するチケットの発券、観覧料の清算、集計等を行うためのものである。

2. 納入場所

松江市殿町279番地 松江歴史館

3. 賃貸借期間（契約期間）

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで（60か月）

ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、発注者の翌年度以降の予算額が減額、又は削除された場合は、本契約を解除できるものとする。

4. 契約範囲

本業務は、展示観覧券発券システムの構築費用及びシステムの運用費用を含め、ソフトウェア及びハードウェア1式を賃貸借として調達するものである。

5. システム構成

ソフトウェア及びハードウェアで構成されたチケット発券システム一式とする。ハードウェアについてはソフトウェアのメーカーが推奨する機器を使用すること。

① 事務室管理端末 1式（次の機器を含む）

- ・管理用パソコン
- ・17インチ液晶ディスプレイ
- ・無停電電源装置
- ・バックアップ用外付けHDD

② 受付発券端末 2式（次の機器を含む）

- ・発券用パソコン
- ・15インチ液晶タッチパネルディスプレイ
- ・チケット発行プリンタ
- ・無停電電源装置
- ・レシートプリンタ
- ・料金表示機
- ・自動釣銭機（硬貨、紙幣）※自動釣銭機は1式
- ・バーコードリーダー

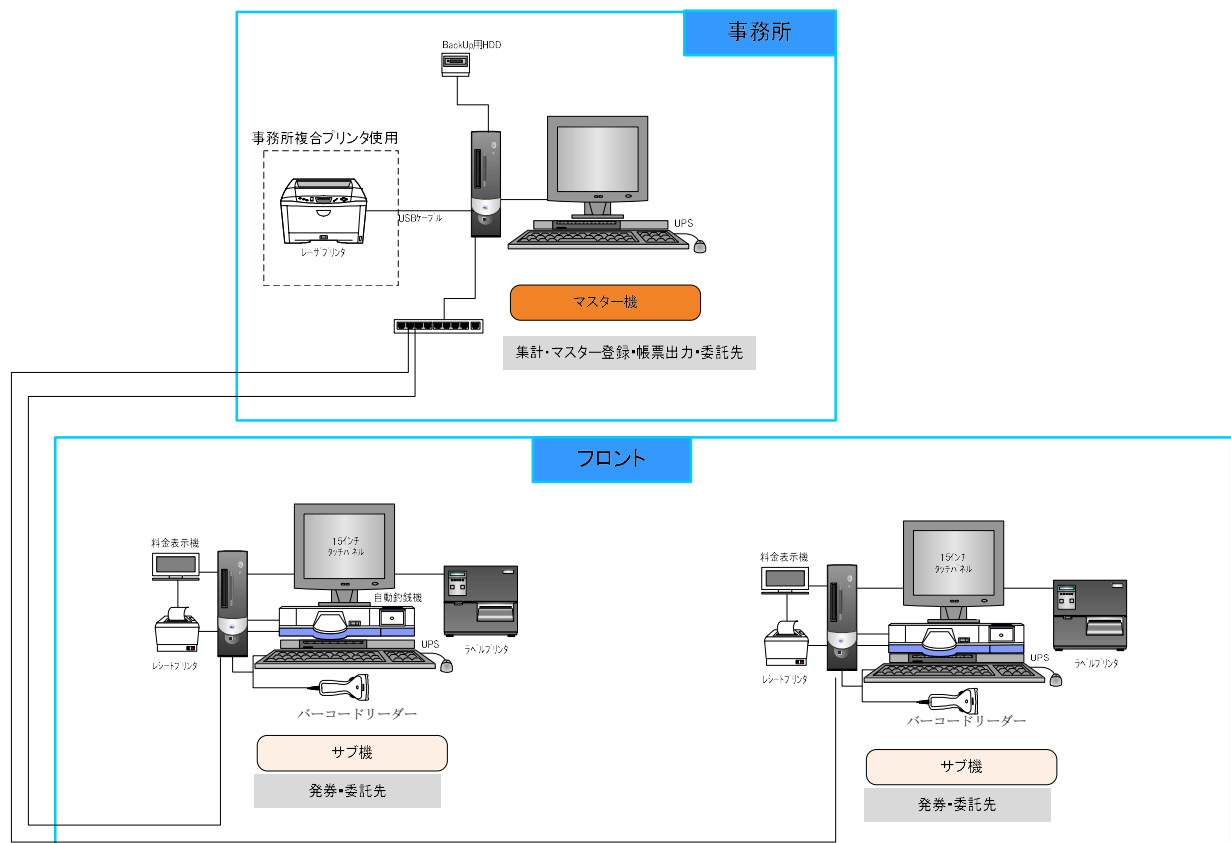
③ ソフトウェア

博物館・美術館その他集客施設に導入実績がある既存のパッケージソフトを基本とし、必要に応じてカスタマイズを行うものとする。

① 事務室管理端末…マスター登録・集計機能・帳票出力・委託先別管理機能

② 受付発券端末……発券機能・委託先別管理機能

構成図（参考）



6. システムの機能

求められる主な機能は次のとおりである。

① 事務室管理端末

- 様々な料金体系（基本展示、企画展示、基本・企画セット別、他館との共通券、団体料金、市民料金）の登録や金額の変更（年4回の企画展示ごとに観覧料が変更）に対応可能なこと。
- 年間パスポートの会員が登録できること。（1,000件以上の登録）
- 旅行クーポンなどは金券として登録でき、割引券は値引きとして、もしくは値引き後の額として登録が可能なこと。
- 券種や日付など、発券するチケットの券面を職員にて柔軟に変更が可能なこと。
- 発券システムの画面設定は、職員の操作がしやすいよう、画面のレイアウト、処理メニューボタンの位置、サイズ、色、フォントなど設定の変更が可能なこと。
- 基本展示、企画展示、基本・企画セット別、他館との共通券の観覧料区分毎や、年間パスポートでの来場者数や各種割引毎の集計が可能なこと。
- 受付発券端末で発行した券の利用区分の集計およびその合計が事務所管理端末にて集計可能なこと。
- 集計データは、停電時の不測の事態を想定して、バックアップを確実に行うこと。
- 集計データは、CSV形式またはエクセル形式による出力が可能なこと。
- 旅行会社、エージェンツとの契約により発生するクーポンの集計や清算が容易にできること。

と。

- ・委託先ごとの売掛清算管理が可能なこと。
- ・各種割引については最低 100 件以上の登録が可能なこと。なお、各種割引は、割引後の金額の登録でもよい。
- ・他館との共通券、基本・企画セット券など売上の配分が可能なこと。
- ・日報、月報、年報、期間報、券種別、割引別等の各種帳票の出力が可能なこと。
- ・使用するデータベースシステムは、安定性と経済性を考慮するとともに、コンピュータの OS バージョンにも対応すること。
- ・マスターとなるデータベースは、職員の操作ミス等で改変されることがないようにすること。
- ・オペレータ ID を設定することで、システムへの操作権限を設定することができること。

② 受付発券端末

- ・バーコードリーダーにて年間パスポートのバーコードを読み取ることで指定の利用券を発券できること。
- ・来館者に対し、基本展示、企画展示及び基本・企画セット別の観覧料区分毎の発券機能を有すること。なお、同時に複数枚発券することを想定し、1 枚につき 1 秒程度で発券が可能なこと。
- ・タッチパネルにてメニューボタンに触れることで、指定の利用券を発券することができること。
- ・自動釣銭機との接続が可能なこと（1 台のみで可）。
- ・ロール紙等に券種別・日付・区分（大人・子供）・金額・割引がある場合はその種類を印字した観覧券が発券できること。
- ・誤購入に対する返金、券種変更、再発行等の処理が迅速に可能なこと。
- ・現金、金券クーポン、クレジットカード、電子マネーでの清算が可能であること。
(現在使用しているキャッシュレス決済の種類は松江歴史館 HP に記載。
https://matsu-reki.jp/rekishikan_n/wp-content/uploads/2024/10/cashless3.jpg)
- ・画面から伝票検索が可能で、清算履歴が表示可能なこと。
- ・インボイス対応の領収書が発行できること。
- ・使用するデータベースシステムは、安定性と経済性を考慮するとともに、コンピュータの OS バージョンにも対応すること。
- ・マスターとなるデータベースは、職員の操作ミス等で改変されることがないようにすること。
- ・練習モードで操作トレーニングが行えること。

7. 付帯条件

- ① 発券システム機器等の搬入・据付・調整・設置及び賃貸借期間終了後のシステム機器の撤去・処分費用を含むものとする。
- ② 全ての機器を専用ケーブル等により接続し運用可能な状態で納品すること。なお、事務室

管理端末と受付発券端末を接続するネットワークについては既に整備済みである。（LANケーブルを敷設して通信を行う。）

- ③ 事務所の管理端末は同室内に設置されている複合プリンタに接続し、出力する。
- ④ リース終了時に端末を返却する場合は、ハードディスク等に含まれる情報が復元できないように物理的な破壊または以下の手法によりデータ消去を行うこと。
 - ア 書き込みパターンは「00」、「FF」等の16進数による書き込みを行う米国国防総省企画（DoD5220. 22-M）に準じて実施すること。
 - イ 完全な消去を実現するため、1物理ボリュームに当たり3回以上の上書を実施すること。
 - ウ 書き込みは区画、フォルダ、ディレクトリ、ファイル、ファイル情報テーブル、オーバレイ構造情報、ブートレコード情報等に関する全てのデータに対して上書きを実施すること。
 - エ 消去実施時に不良ブロックを検出した場合は、物理的破壊により不良ブロックにおいても情報読み取りが不可能とする対応が可能であること。
 - オ データイレースの手法は1台ずつ消去することとし、予め消去した内臓ストレージをマスタディスクとしてディスクコピーは不可とする。
 - カ SSDのデータ消去の際には、SSDに完全に対応したツールを使用すること。
 - キ 物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ消去も可とする。
 - ク 職員が指定する場所でデータ消去し、職員を立ち会わせること。
 - ケ データ消去証明書を提出すること。
- ⑤ 動産総合保険を機器に付保すること。
- ⑥ 賃貸借期間終了後の機器・ソフト一式は、全て受注者へ返却するものとする。
- ⑦ 本調達に含まず現状のまま使用する機器（電源、ネットワーク設備等）に故障等が生じた場合については、受注者の保守範囲外とし、発注者が該当機器の修理または調達を行うものとする。
- ⑧ システム稼働後の保守については、市が指定する指定管理者と別途契約を行うこと。なお、不具合等があった場合には迅速な対応を行える体制を有すること。

8. データ移行

現行の発券システムで保有するデータは、新システムへ移行して、来館者の分析のため使用するものとする。最低限、移行が必要なデータは、年間パスポート会員のデータ約200件（氏名・住所・電話番号）、委託先データ約100件（業者名・価格）、券種データ約100件（種別名・価格）である。現行データはエクセル形式による出力が可能。

9. 職員研修・マニュアル

発券システムの稼働の前には、職員に対する操作研修及びシステムの運用・維持管理に関する研修を実施すること。操作研修に当たっては、実際に来館者に対応する際に、操作に戸惑うことがないように十分な習熟期間をとれるように配慮すること。

また、システムの各業務別の操作マニュアル、システム設定マニュアルを作成し提出すること。